



社会福祉法人
鯖江市社会福祉協議会

社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会に対するご寄附は、特定公益増進法人への寄附として税制上の優遇措置(所得控除、損金算入)を受けることができます。

1 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄附金控除が受けられます。

**寄附金額とその年分の所得金額の
40%のいずれか少ない方の金額** — 2千円

仮に、その年分の所得が200万円の人で50万円を社会福祉法人に寄附した人は49万円8千円の寄附控除が受けられます。

2 寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

(1) 一般損金算入限度額(法人税法第37条第1項該当)

$\left[\text{資本金等の金額} \times 2.5 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12 \times (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 2.5 / 100 \right] \times 1/4$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業をふくめあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額(法人税法第37条第4項該当)

$\left[\text{期末資本金等の額} \times 3.75 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12 \times (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 6.25 / 100 \right] \times 1/2$

社会福祉法人等特定公益増進法人に対する寄附金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することが出来ます。その場合には確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則細則別表の(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります。)を添付して下さい。

(3) 上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施して下さい。

※上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切にご保存下さい。

※詳細は、最寄りの税務署にご照会下さい。

※上記は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適応されます。